

高取町相続登記費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高取町への移住及び定住の促進、定住人口の確保と増加に繋がる住宅の流通を阻害する要因である相続未登記問題の解決を目的として、相続等登記に要する経費に対し、予算の範囲内において高取町相続登記費用補助金(以下「補助金」という。)を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に所在し、現に建築物等の使用がなく、居住その他の使用がなされていないことが常態である建物
- (2) 補助対象空き家 空き家のうちその面積の全てを自己の居住の用に供する住宅(併用住宅を除く。)で、空き家及びその存在する土地の所有者が同一であり、固定資産税に滞納がなく、空き家流通促進に係る連携協定に基づく情報提供の申込を行い推薦会員の通知を受けたもの

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

- (1) 相続登記 表題登記及び権利部(甲区)の存在する空き家に対し行う、不動産登記法第76条の2第1項の規定による所有権移転の登記をいう。なお、遺贈によるものを含む。
- (2) 所有権保存登記 表題登記のみで権利部(甲区)が存在しない空き家に対し行う、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第74条第1項の規定による所有権保存の登記をいう。ただし、表題部所有者からの相続が理由であるものに限る。
- (3) 未登記物件の登記 表題登記が存在しない空き家に対し、表題登記及び不動産登記法第74条第1項の規定による所有権保存の登記をあわせて行うものをいう。ただし、元始取得者からの相続が理由であるものに限る。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 前条各号に掲げる事業を行った者
- (2) 自身単独所有となる登記が受付された日から1年を経過しない者。なお、空き家の所有権が共有であり被相続人の持分のみを相続登記する場合、対象ではない。ただし、被相続人の持分の相続登記が受付された日から1年以内の受付日で、他の共有者の持分の所有権移転を受け、単独の所有となった場合、対象とする。また、被相続人の持ち分を相続したことで、結果として単独の所有となった場合についても、対象

とする。

(2) 高取町に納めるべき税の滞納がない者

(3) 高取町暴力団排除条例（平成23年高取町条例第17号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、相続人が賃貸又は売却を目的に補助対象空き家について行う相続登記及び所有権保存登記並びに未登記物件の登記に係る次の経費とする。ただし、相続登記に課される登録免許税は除くものとし、被相続人を同じくする相続1回に限る。

ア 遺産分割協議書作成から相続登記事務に係る司法書士又は弁護士に支払う報酬及びその他の費用

イ 相続人の特定のために必要となる戸籍謄本等の発行に係る手数料及び通信料

ウ 表題登記に関し、土地家屋調査士等に支払う報酬及びその他の費用

エ その他町長が必要と認める費用

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、5万円を限度とする。

2 補助金の額に千円未満の端数のあるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象空き家及び補助対象空き家の存在する土地の登記事項証明書

(2) 事業が第3条第2号又は同第3号である場合、事業が表題部所有者又は元始所有者からの相続であることがわかる書類の写し

(3) 補助対象事業に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し

(4) 申請者及び補助対象空き家とその存在する土地について、高取町に納めるべき税金の滞納がないことがわかる書類

(5) 空き家流通促進に係る連携協定に基づく推薦会員通知書の写し（通知日が登記の受付された日以前のもの）

(6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、相続登記の受付日から、1年以内に行わなければならない。

（交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定による交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとし、不適当と認めるときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第8条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付の決定のあった日から30日以内又は交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金交付請求書（様式第4号）により、補助金の交付を請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、補助金を交付決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） この要綱の規定に違反したとき。ただし、災害等やむを得ないと町長が認めた場合は、この限りでない。

2 町長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の返還を求めることができる。

2 前項の規定により返還を求められた者は、町長の定める期限までに補助金を町に返還しなければならない。

（報告等）

第11条 町長は、本補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、申請者に対し、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告等を求められた者は、速やかに応じなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱の対象は、法務局の受付日が施行の日以降の事業とする。